

グループ補助金又はなりわい再建支援補助金を活用した皆様へ

- 1 グループ補助金又はなりわい再建支援補助金で復旧した施設・設備については、各々の処分制限期間（※）の間は、原則として知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反する財産処分（以下参照）をすることはできません。

＜財産処分の例＞

- ① 転用：所有者の変更を伴わない目的外使用
- ② 譲渡：所有者の変更（有償・無償を問わず）
- ③ 交換：他人の所有する他の財産との交換
- ④ 貸付：所有者の変更を伴わない使用者の変更（有償・無償を問わず）
- ⑤ 担保に供する処分：抵当権その他担保権の設定
- ⑥ 取壊し：施設の使用を止め、取り壊すこと
- ⑦ 廃棄：設備の使用を止め、廃棄処分すること

（※）処分制限期間は、実績報告書に添付の「財産管理台帳」に記載してあります。

（※）処分制限期間が経過した後は、財産処分の制限はありません。

- 2 ただし、処分制限期間内であっても、事前に知事の承認を受けて、補助金相当額を納付（※）すれば財産を処分することができます。

（※）納付額については、必ずしも補助金相当額全額というわけではなく、財産処分の内容に応じて、それぞれ「譲渡（貸付）額」や「補助金上の残存簿価相当額」等に補助率を乗じた額となります。

- 3 なお、ケースによっては、財産処分に該当しない場合や補助金相当額の納付を求めない場合もあります（以下参照）。

（１）財産処分に該当しない（承認手続きが不要である）場合の例

- ① 取得価額が単価５０万円未満の機械、器具及びその他の財産（不動産等の従物を除く）を処分する場合
- ② 業務時間外や休日等を利用して補助目的の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
- ③ 補助金で整備した施設に付帯設備の設置を行う場合
- ④ 補助目的を遂行するために必要な機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

(2) 補助金相当額の納付を求めないことがある場合の例

※承認手続きは必要です

- ① 補助目的たる事業を第三者に譲渡し、継続してもらう場合
- ② 災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合の取壊し又は廃棄
- ③ 立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- ④ 公共工事等事業者の責めに帰することのできない事由により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑤ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑥ 事業者の資金繰りの悪化（債務超過）により、復旧した施設・設備を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し又は廃棄

4 財産を処分する際は、承認手続きの可否を含め、必ず下記連絡先へご相談ください。

＜連絡先＞

熊本県 商工労働部 商工振興金融課 経営・復興支援班（TEL：096-333-2326）